

諮詢官：特許庁長官

諮詢日：令和7年9月9日（令和7年（行情）諮詢第1019号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第821号）

事件名：特定職員の人事記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特許庁特定役職経験者の特定職員（特定年入庁）の入庁から退庁までの人事記録（甲及び乙）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「人事記録（特定職員）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月3日付け20211217特許15により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢官」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、発令者等の記載は、本来公開が予定されている情報として公開されるべきである。休職期間中、特定機関に出向しているが、出向中の人事記録も開示していただきたい。

もし該当すれば、国費留学に関する記載も、留学期間等の記載は開示されるべきである。

また、不開示部分は、公益性の観点から開示されるべきである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 謝問官の説明の要旨

1 謝問の概要

- (1) 審査請求人は、令和3年12月15日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、令和4年1月4日付けで補正した。処分庁は、同月5日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする原処分を令和4年2月3日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和4年5月6日付けで、処分庁に対して、

原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月9日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「特許庁職員の特定職員の人事記録（甲及び乙）に関する文書。」と記載されている。

（当審査会注：補正後の行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「特許庁特定役職経験者の特定職員（特定年入庁）の入庁から退庁までの人事記録（甲及び乙）。」と記載されている。）

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和4年2月3日付けで、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。文書を開示とした理由は、氏名や生年月日、最終学歴等幹部公務員として公にすることが予定されている情報を除き、非公表の個人に関する情報については、特定の個人を識別することができるものであるため（法5条1号）である。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、上記第2の2のとおり主張している。

しかしながら、不開示部分には、人事管理のための特定職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、これは、全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

特定職員は、原処分時において、本省課長級以上の職員として、「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について」（平成19年5月22日付け総務省行政管理局長通知）（以下「略歴通知」という。）の対象に該当していたため、略歴通知において公表対象とされている略歴相当部分の情報については、公表慣行があるものとして開示した。その他の情報については、特許庁において公表した事実もないことから、公表慣行があるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。

さらに、人事記録に記載された情報は、公務員の人事に関して記録された情報であって、公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、不開示部分は法5条1号に該当し、これを不開示とした原処分は妥当である。

また、特許庁で保有している特定職員の人事記録は原処分時に開示したものすべてである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年9月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月6日 | 審議 |
| ④ 令和8年1月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件開示請求の開示請求文言は、上記第3の2のとおり特定職員の人事記録を求めるものであり、審査請求人が上記第2の2で追加特定を求める文書が本件開示請求の対象に含まれていたと解することは困難である。本件請求文書に該当する文書は本件対象文書のみである。

- (2) 当審査会において諮問書に添付された開示請求書を確認したところ、本件開示請求の開示請求文言は上記第3の2のとおりであると認められる。そうすると、開示請求文言から審査請求人が上記第2の2で追加特定を求める文書が本件開示請求の対象に含まれていたと解することは困難であるとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯でき、当該文書は本件開示請求の対象に含まれないと解するのが相当である。

したがって、特許庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書である人事記録は、国家公務員法等の規定に基づき、職員の人事に関する一切の事項について、職員ごとに作成するものである。

不開示部分には、勤務記録事項として、採用からの勤務経歴や給与に関する記録等、人事管理のための特定職員に関する具体的で詳細な情報が記載されており、これらは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 次に法5条1号ただし書イ該当性について検討する。

ア 法5条1号ただし書イ該当性について、諮問庁は、上記第3の4のとおり説明する。

イ 当審査会において略歴通知を確認したところ、略歴を公表すべき幹部公務員の範囲は、本府省課長相当職以上であり、略歴の記載項目は、氏名、生年月日、出身地、最終学歴、採用試験の種類及び区分並びに職歴であることが認められる。

本件対象文書において、略歴通知に基づく上記の記載項目は、原処分において開示されている部分であると認められることから、不開示部分であるその他の勤務経歴等の詳細については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいひ難く、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。その他不開示部分に記載された情報に関し、特許庁において公表した事実があるとも認められない。

ウ したがって、不開示部分について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事情も認められないから、不開示部分は、法5条1号ただし書イには該当しない。

(3) また、人事記録に記載された情報は、公務員の人事に関して記録された情報であって、公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(4) したがって、不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、本件対象文書の不開示部分について、法7条に基づく裁量的開示を求めているものと解される。

審査請求人は、その理由として、公益性の観点から開示すべきであるとしているが、不開示規定の例外として、公益上開示することが特に必要であるとするに足る具体的な理由を示しているとは必ずしもいえない。上記3において当審査会が不開示とすることが妥当と判断した部分につ

いては、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約3年4か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮詢庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑